

諮問庁：豊橋市教育委員会

諮問日：令和2年3月13日（諮問第96号）

答申日：令和3年1月28日（答申第77号）

事件名：図書館の補助執行がわかる資料の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市教育委員会定例会（平成30年11月29日開催）協議事項1についての会議録及び豊橋市教育委員会定例会（平成31年1月24日開催）議案第1号についての会議録（以下これらを「本件対象文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和元年9月13日付け1豊教政第117号により豊橋市教育委員会（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁が非公開理由として掲げた理由は、次のとおり、条例第6条第1項第7号の非公開理由に該当しない。

つまり、非公開部分に係る発言は、平成31年1月24日当時における委員の考え方を述べたものである。議題となった補助執行は既に行われているものであるから、非公開部分を公開しても、意思決定に対する影響は及ばない。

また、委員が今後同様の場面に遭遇しても、この当時と同様の考えを持つとは限らない。委員は常に勉強して、新しい考え方になると考える。

(2) 以上の理由により、非公開部分は、公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 審査請求人は、令和元年9月2日付け（同日受付）で、処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が令和元年9月13日付け一部公開の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年9月30日付け（同年10月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部公開とした本件対象文書である。

3 非公開とした部分について

本件対象文書のうち、非公開とされたのは、教育委員会の権限に属する図書館の管理運営に関する事務を、市長部局の職員に補助執行させることについて発言をした教育委員会委員（以下「委員」という。）の氏名の部分である。

機構改革は、時代の需要等に合った最適な機構の在り方を模索していくことに意義を持つ事業であるため、今回の補助執行に関する意思決定は、今後の機構改革の方針等の意思決定において、その前提、土台として引き続き参照されていくものとなる。

本市では、委員の氏名及び顔写真をwebページ上で公開していること、まちなか図書館（仮称）の整備事業が進行している時期であり、図書館に関する市民の関心が非常に高いことを考慮すると、図書館事業に関する考え方が自己に結び付けられて披歴された場合、委員に発言を躊躇させる萎縮効果が大きいといえる。

したがって、本件対象文書の非公開部分が公開された場合、今後、事務の補

助執行等の機構改革に関する重要な決定を行うという事務の適正な遂行に、委員の自由闊達な意見が反映されないという支障を及ぼすおそれがあると認められる（条例第6条第1項第7号）。

以上の理由により、本件対象文書の非公開部分は、条例第6条第1項第7号の非公開情報に該当するため、当該部分を非公開とする一部公開決定処分を行った。

4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 3月13日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和2年 9月 3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、教育委員会の権限に属する図書館の管理運営事務につき、当該事務を市長部局に属する職員に補助執行させることについて協議等された、教育委員会定例会の会議録である。

審査請求人が原処分の取消しを求めている一方、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第7号に該当するとして一部公開とした原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1項第7号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非公開とするものとしている。

情報公開制度の理念は、情報の公開を原則とするものであることに鑑み、ここでいう「おそれ」とは、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の具体的な可能性でなければならないと解する。

(2) 本件対象文書の非公開部分に記載された情報は、図書館の事務の補助執行について発言をした委員の氏名である。

(3) 教育委員会の会議は、公開が原則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項）であるところ、人事に関する事件その他の事件については、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる（同項ただし書）と定められている。

本件では、会議の冒頭で、教育長により、本件対象文書の非公開部分に係る協議事項等について、豊橋市において今後調整、検討を要する意思形成過程の案件であることを理由に非公開とすることが発議され、委員全員の賛成をもって、非公開とすることで議決されている。

(4) 委員は、特別職の非常勤の公務員であって、本来、公務員の職務に関する情報は、公開されるのが原則である（条例第6条第1項第1号ウ参照。）。)

(5) しかしながら、本件で会議が非公開とされたのは、扱う議題につき、公開を前提としないことにより各委員が自由闊達な意見を述べることを確保する趣旨のものと思料される。このような場合、各委員は、自身の発言が公開されないとの前提で議論するものであって、発言が公開されないことに対する各委員の信頼は、一般論としては保護に値する。

また、教育委員会は、政治的中立性が求められる性質上、時には市民に様々

な考え方があることも相まって、市民からの批判にさらされやすい組織であり、特に本件では、教育委員会の権限に属する図書館の管理運営に関する事務を、市長部局の職員に補助執行させることを議題とするセンシティブな内容が取り扱われている。

加えて、本件で扱われた協議事項等は、まちなか図書館（仮称）の整備事業に関わるものである。当該事業は、本市において複数年度にわたり取り組まれたものであり、市議会定例会でも市議会議員から度々質問がなされており、市民の関心が非常に大きいものであることが認められる。

以上にみてきた教育委員会の性質、本件の協議事項の内容等に鑑みれば、教育委員会会議を非公開とし、その信頼の下で各委員が発言したにもかかわらず、委員が率直に発言した内容が自身と結び付けられて公開されることは、今後の同種の会議において、各委員が自由に率直な発言をすることを躊躇させる具体的なおそれが認められる。

(6) よって、本件で非公開とされた情報は、公にすることにより、今後の教育委員会会議で教育委員会の権限に属する事項について協議するに際し、委員の自由に率直な意見が反映されない結果を生じさせ、もって教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるといえる。

3 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした決定については、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 河邊伸泰、委員 菅生剛弘、委員 松村享